

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿  
農林水産副大臣 篠原 孝 殿

社団法人 日本農業法人協会  
会長 松岡 義博



### 戸別所得補償制度に関する農業法人からの意見

平成 22 年 9 月上旬、当協会は、全国の農業法人(会員)から、政府与党が現在進めている戸別所得補償制度について、意見を聴取した結果を踏まえて、以下のとおり提言します。

#### 記

## 1. 担い手支援の強化

### (1) 現状

- 現在の農村地域は、高齢化が促進し、世代交代をしていく大きな転換期にあり、後継者不在の農地は、必然的に大規模法人に集約されている。
- また、今年の米価は、戸別所得補償制度の導入を含む様々な要因から1万円/俵以下となり、下落傾向は止まらない。この結果、中堅農家が離農し、耕作地を大規模法人に全面委託する事例も発生している。
- 現在の米の販売単価では、来年の経営計画も立てられず、10年後には稲作農家が消えるような状況である。

### (2) 提案

- 変動費分の単価に対して、次のような加算制度を導入することで、小規模農家のみならず、認定農業者等の担い手に対する支援を充実させ、再生産可能な収益を確保することができる。

《具体的加算制度案》

- ① 担い手を明確化するための経営規模加算。
- ② 雇用人数を勘案するなどの法人加算。
- ③ Co2 排出削減、バイオマス利活用等環境保全取組加算。
- ④ 有機、減農薬等、各種認証等品質向上加算。
- ⑤ 農業経営改善(肥料や燃油等の低減技術の導入、生産資材等の節減)に係るコスト削減加算。

## 2. 施策の長期持続

### (1) 現状

- 農業経営は少なくとも5年間程度の事業計画を作成するが、現在の施策が継続することを見込む。従って2~3年で施策が動くことは、計画の進捗に影響し、事業計画の変更が必要となる。

### (2) 提案

- 施策については、長期展望を示し、その根幹部分について継続性を持たせて頂きたい。(経済環境の変化に伴う見直しは必要)

## 3. 一律の制度(助成単価等)を改正し、地域の実態を踏まえること

### (1) 現状

- 国土の75%が中山間地域であるが、当該地域は基盤整備が遅れており、平坦地とは前提条件が異なる。また北海道と本州など地域の違いによる生産経費の違いも大きい。

### (2) 提案

- 補償額のうち変動部分は、それぞれ固有の地域に存在する農業経営の実情も勘案して頂きたい。

## 4. 野菜・果樹・畜産・花卉対策

### (1) 現状

- 野菜、果樹、畜産、花卉農家は、ここ数年の原油高による資材や燃油の高騰により、収益率が大幅に下がっている。また、畜産農家には経営安定特別対策事業や畜産安定基金等による経営安定制度があるものの、口蹄疫やインフルエンザ等に対する保険制度にはなり得ず、災害に対しては限界が見受けられる。

### (2) 提案

- 戸別所得補償制度の対象範囲を野菜・果樹・畜産・花卉にも拡大すること、もしくは業態に関わらず発生する電気、水道等のコストへの補助を検討し、一次産業に従事する者が安定した最低限の所得を確保できるような制度として頂きたい。

以上